

# 日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

## バイオ炭品質部門 規則

### 第1条 (名称)

本部門は日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association 略称 JBA)バイオ炭品質部門(以下、品質部門という)と称する。

### 第2条 (事務局)

品質部門の事務局は〒567-0041 大阪府茨木市下穂積 2 丁目 8-13-211 に置く。

### 第3条 (目的)

- (1) バイオ炭の品質の研究と認定
- (2) バイオ炭の品質の測定と品質確認、及びその証明書の発行

### 第4条 (事業)

- (1) 各種バイオ炭の品質証明書の発行
- (2) その他

### 第5条 (品質部門員)

- (1) 品質部門員は日本バイオ炭普及会会長が指名するものとする。
- (2) 原則として日本バイオ炭普及会の①個人会員、②法人・団体会員、もしくは ③名誉会員かその関係者でなければならない。

### 第6条 (役員)

本品質部門に次の役員を置く。

- (1) 品質部門長 (1名)  
日本バイオ炭普及会会長が指名し、品質部門を代表して業務を統括する。
- (2) 副部門長 (若干名)  
日本バイオ炭普及会会長が指名する。部門長を補佐し、部門長に事故ある時は、その職務を代行する。

### 第7条 (規則及び細則の変更)

本品質部門の規則及び細則の改定は、品質部門役員および日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長の議を経て行われる。

第8条（品質証明書発行手数料）

品質部門長は、品質証明書の発行に際し、別途細則に定める金額を発行依頼者より徴収するものとする。

附則

本規則は、2021年1月1日から施行する。

2022年4月19日第7条、第8条改定